

宇都宮競輪企業等協賛レース実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宇都宮競輪の一層の活性化及びファンの新規開拓を図ることを目的とし、協賛を希望する企業等（以下「協賛企業等」という。）から協賛を得て行う企業等協賛レース（以下「協賛レース」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 協賛レースとは、企業・団体・個人等の屋号や商品名、記念日等をレース名に使用したレースをいい、協賛の対象は、別表1に定めるもののほか、市長が特別に認めるものとする。

2 レースの名称は、11文字以内とする。

(協賛名称の基準)

第3条 協賛レースの名称は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令に違反するもの又は違反するおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性、宗教性のあるもの
- (4) 社会問題について主義主張するもの
- (5) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (6) 公営競技としての公共性もしくは中立性又は品位を損なうおそれがあるもの
- (7) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (8) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (9) その他、市営競輪に協賛するものとして適当でないと認められるもの

(協賛の申込み)

第4条 協賛企業等は、企業等協賛レース申込書（兼協賛金返還申請書）（様式第1号または様式第2号）（以下「申込書（兼返還申請書）」という。）を協賛を希望する競輪開催日の30日前までに市長に提出するものとする。

2 申込書（兼返還申請書）は宇都宮競輪ホームページからダウンロードし記入のうえ、市公営事業所まで持参、郵送あるいは電子メールで申し込むものとする。

(審査会の設置)

第5条 宇都宮競輪場内に、協賛レースの内容等について審査することを目的とした宇都宮競輪企業等協賛レース審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の会長は宇都宮競輪開催執務委員長とし、委員は経済部公営事業所長、経済部公営事業所副所長、経済部公営事業所事業課長及び公益財団法人 J K A、一般社団法人日本競輪選手会栃木支部とし、必要に応じて会長が招集し開催するものとする。

(審査及び決定)

第6条 第4条の規定による協賛レースの申込みがあったときは、第5条の規定により審査会を開催し、第3条に規定する協賛基準に基づき審査し、協賛レースの認定の可否等について決定する。

- 2 協賛希望が多数の場合は、協賛金額の最も多いものを協賛者とする。
- 3 協賛レースの認定の可否を決定したときは、宇都宮競輪企業等協賛レース認定可否等通知書（様式第3号）により、申し込みをした協賛企業等に通知するものとする。

(協賛金額)

第7条 協賛企業等の金額は別表2のとおりとする。

(協賛特典)

第8条 協賛企業等の特典は別表3のとおりとする。

(協賛金の納入)

第9条 協賛の認定を受けた協賛企業等（以下「協賛者」という。）は、指定期日までに協賛金を一括して納入しなければならない。

(協賛者の責任)

第10条 協賛者は、協賛内容に係るすべての責任を負うものとする。

(協賛の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、協賛の認定を取り消すことができる。

- (1) 協賛者がこの要綱に違反し、又は偽りその他不正な手段により第6条に規定する認定を受けたとき
- (2) 公益上の理由等により市が別の協賛競輪として開催する必要性が生じたとき
- (3) 第9条に規定する手続きが履行されない場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が協賛が適当でないと認めるとき

(協賛金の返還)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、納入された協賛金を返還することができる。

- (1) 天候不良等により協賛レースが中止となった場合
- (2) 協賛者の責めによらない理由により、協賛ができなかった場合

2 前項の規定により協賛金の返還が発生したときは、申込書（兼協賛金返還申請書）をもって、返還申請を行うものとする。

3 市長は、前項の申請を承認したときは、企業等協賛レース協賛金返還決定通知書（様式第4号）を当該申請者に交付するものとする。

(協賛金の減免)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、協賛金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 国、市その他の地方公共団体等の公的機関による協賛で公益性が高いもの
全額
- (2) 競輪関係団体が、競輪事業活性化の目的に使用するとき 全額
- (3) 競輪場周辺団体が、地域活性化の目的に使用するとき 100分の50

(所管)

第14条 この要綱に定める庶務は、経済部公営事業所が所管する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、宇都宮競輪企業等協賛レースに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年3月10日から施行する。

この要綱は、令和7年6月13日から施行する。

別表 1（協賛の対象）

記念競輪	1 日 目	一次予選
	2 日 目	二次予選
	3 日 目	準決勝
F I （S 級のみ）	1 日 目	予選，初日特選
	2 日 目	準決勝
ガールズケイリン（注）	開催日	全レース

（注）ガールズケイリンはミッドナイト競輪も対象とする。

別表 2（協賛金額）

			企業・団体	個 人
記念競輪	初日	一次予選	30,000 円以上	10,000 円以上
	2 日 目	二次予選		
	3 日 目	準決勝		20,000 円以上
F I （S 級のみ）	初日	予選	10,000 円以上	5,000 円以上
	初日	初日特選		
	2 日 目	準決勝		
ガールズ※	開催日	全レース		

別表 3（協賛企業等の特典）

【個人による協賛特典】 ・レースタイトル命名 ・出走表，テロップ，新聞記事下・車券への掲載 ・メインスタンド特別観覧席利用券プレゼント（3 枚） ・勝者又は応援選手（当該開催に出場する選手に限る）1 名のサイン ・協賛レースを収録したDVDプレゼント ・希望により，放送番組内における 30 秒程度の紹介（企業のPRを除く）
【企業・団体による協賛特典】 ・レースタイトル命名 ・出走表，テロップ，新聞記事下・車券への掲載 ・メインスタンド特別観覧席利用券プレゼント（3 枚） ・勝者又は応援選手（当該開催に出場する選手に限る）1 名のサイン ・協賛レースを収録したDVDプレゼント ・企業協賛等のノベルティグッズの配布（希望により） ・競輪場ホームページ内に広告バナー掲載（希望により） 認定日から 3 か月 ・レディースカップル席の利用券プレゼント（5 名以上の利用時に限る） ・放送番組内における 30 秒程度の紹介

